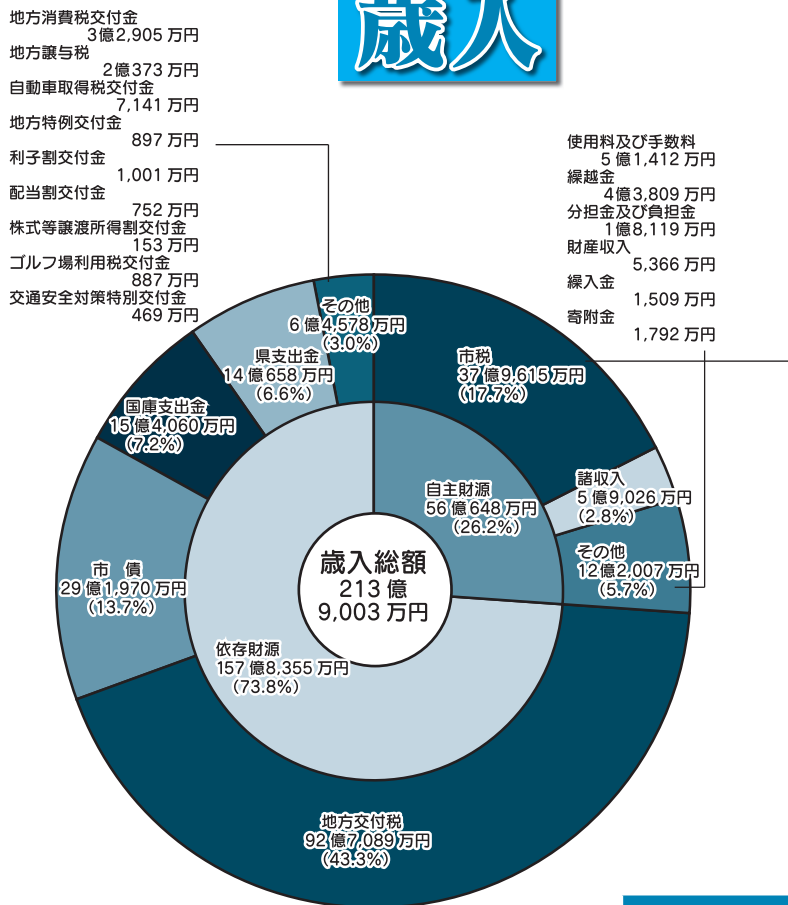


決算報告

長門市の平成24年度の決算が議会承認されました。皆さんが納めた税金は、皆さんの暮らしをより良くするためにさまざまな形で使われています。どのくらい納められ、どのように使われているか、長門市の台所事情を平成24年度の決算から紹介します。

一般会計

歳入

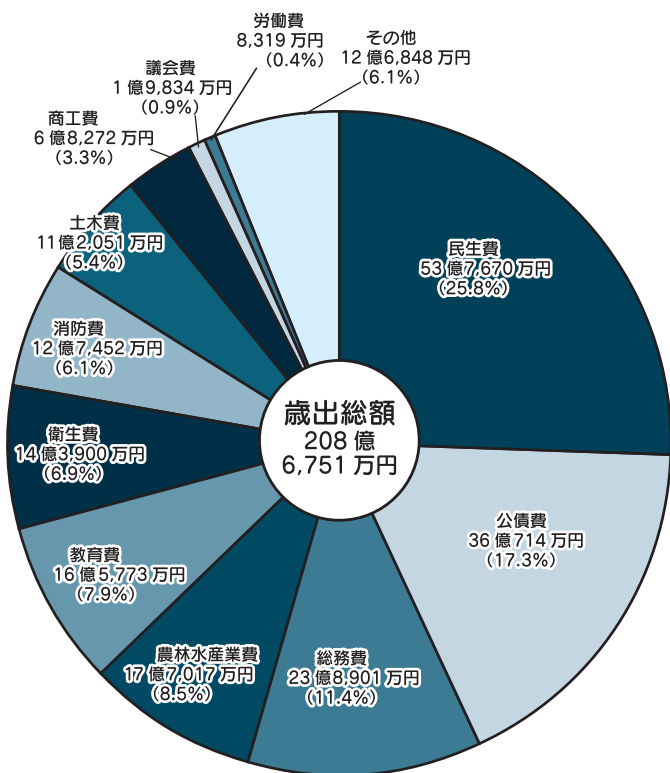


- 市税
市民の皆さんが納める税金や会社の法人市民税など
- 地方交付税
国の所得税、法人税、酒税などを一定割合で市の財政状況に応じて国から交付されるお金
- 市債
市が事業を行うために借り入れたお金

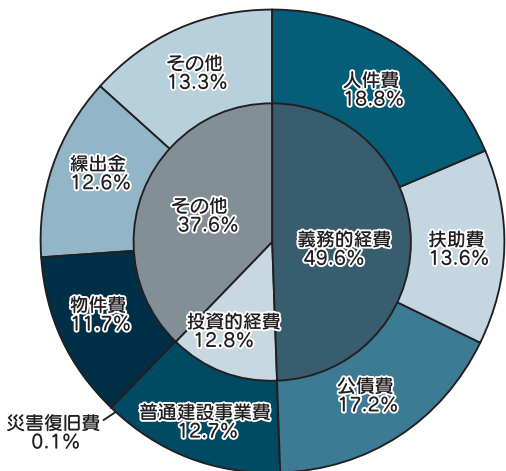
用語解説

- 自主財源
市税や市の施設の使用料など市が独自で調達するお金
- 依存財源
地方交付税や国・県支出金など国や県から市に入ってくるお金

歳出



性質別歳出割合

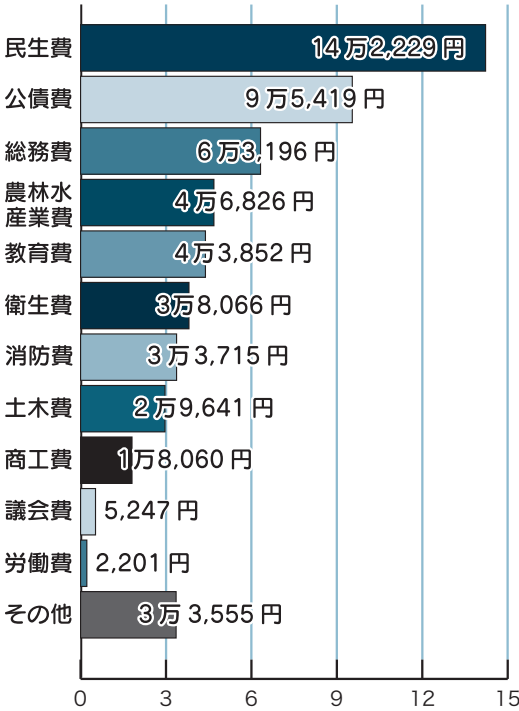


用語解説

- 総務費
市の全般的な事務事業のための経費
- 農林水産業費
農林業の振興、漁港などの維持・整備、農業委員会の経費
- 教育費
小・中学校の教育、文化・スポーツ振興などの経費
- 衛生費
各種検診、環境対策、ごみ処理などの経費
- 消防費
消防に関する経費
- 土木費
道路・公園・市営住宅などの維持・整備の経費
- 商工費
商工業や観光振興のための経費
- 議会費
市議会運営のための経費
- 義務的経費
支出が義務づけられており、任意に削減できない経費
- 投資的経費
建物や道路の整備などの経費で、その支出の効果が長期にわたって持続するもの
- 民生費
児童・高齢者・障害者などの福祉に関する経費
- 公債費
事業を行うために借り入れたお金の償還金

市民一人あたりに使われたお金

※平成25年3月31日現在の住民基本台帳の人口37,803人から算出



長門市の会計は3つの会計に分けられます。1つ目は、一般的な経費が出し入れされる「一般会計」、2つ目は特別な事業を行うための経費を一般会計とは別に出し入れする「特別会計」、3つ目は法律によって収益が認められている水道事業などの「公営企業会計」です。この中で、市の運営上の中核となる会計が「一般会計」です。

【一般会計】

平成24年度一般会計では、歳入が213億9,003万円、歳出が208億6,751万円で、翌年度に繰り越すべき財源7,462万円を差し引き4億4,790万円の黒字決算となりました。対前年比では、歳入・歳出とも前年度より約3%減少しました。

【歳入】市税は減少、市債は増額

歳入の根幹である市税は37億9,615万円で、主に固定資産税の評価替えの影響を受けて前年度比2.8%の減、歳入全体の43.3%を占める地方交付税は92億7,089万円と前年度比0.5%の減となっています。また、市債は大型事業等の財源を確保したことにより、発行額が29億1,970万円と前年度比20.7%の増となっています。

歳入全体では、深川小学校改築事業の完了や国の臨時交付金事業の終了に伴い、国庫支出金が大幅に減少したこ

とから、前年度より約6億6,990万円(3.0%)の減となりました。

市税や使用料など、長門市が独自に確保できる収入を「自主財源」と呼びます。これに対して、国や県から交付されるお金や借入金金「依存財源」と呼びます。平成24年度の歳入では、自主財源が全体の26.2%で、その割合は前年度より0.2%減少しています。

【歳出】事業減少により決算額も減

歳出は、前年度に比べて約7億5,000万円(3.5%)の減でした。歳出のトップは民生費53億7,670万円で、全体の25.8%を占めており、扶助費の増加により、前年度比1億1,560万円(2.2%)増えました。

次に多いのが市の借金の返済に当たる公債費で、36億7,140万円、全体の17.3%で、財政健全化の取り組みとして繰上償還を実施してきたことから、前年度比2億2,872万円(6.0%)の減となりました。3番目に多いのが、総務費で23億8,901万円、全体の11.4%で、国の交付金事業の減により、前年度比18.0%の減となりました。

また、教育費が、深川小学校改築事業の減により前年度比38.4%の減となっています。

歳出を、性質別に分類すると、義務的経費が49.6%で前年度比0.6%の増、投資的経費が12.8%で前年度比0.3%の減となっています。

監査を終えて――

長門市代表監査委員 鐘崎英二さん

平成21年6月に長門市監査委員に選任され、今年で4年の任期を迎えましたが、寡聞浅学の身も顧みず、再任をお受けすることとなりました。

監査委員は地方公共団体の長から独立した執行機関で、行政が住民の福祉の増進や経費の効率的執行、組織及び運営の合理化や規模の適正化、最小の経費で最大の成果、などに努めているかを監視する役割を担っています。

また、監査には現金出納検査・定期監査・決算審査などの定期的に行う監査と、行政監査・財政援助団体監査などの必要と認められるときに行う監査があり、これ以外にも住民監査請求な

どによる監査があります。

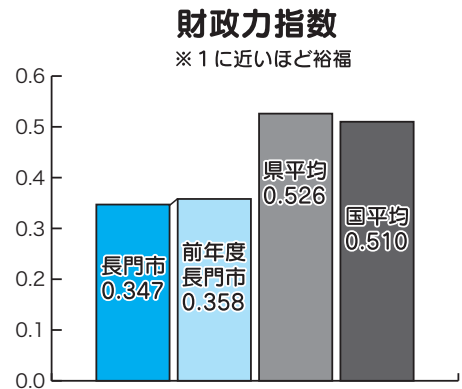
昨年度の決算状況によると、職員数の削減等による人件費の縮減効果や、市債の繰上償還・発行抑制などの財政健全化に向けた積極的な取り組みにより、財政指標は改善してきています。

その一方で、市町村を産業構造や人口別に区分された類似団体との比較では、未だ低い水準にあり、歳入の根幹をなす普通交付税についても、合併特例措置により優遇されてきたものの、平成27年度からの段階的な減額算定を憂慮すれば、更なる行・財政改革は避けられないものと考えます。

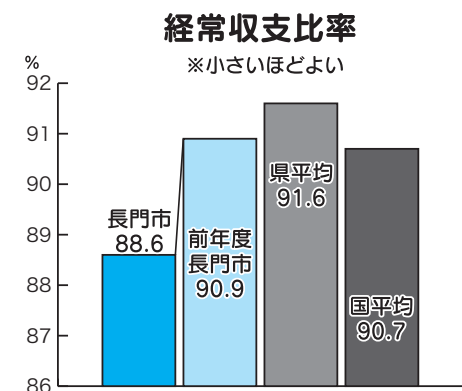
また、かつて経験したことのない「縮



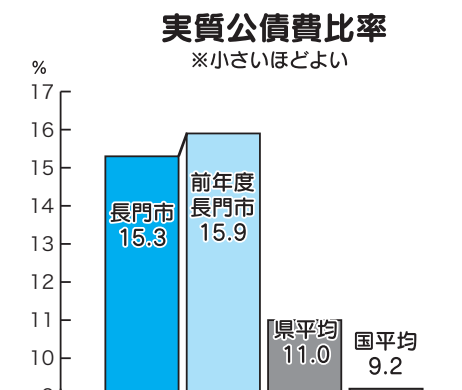
財政指数



財政力指数とは、地方公共団体の財政上の体力を示すものです。これが「1」に近いほど裕福な財政といえます。
※財政力指数の国平均については、まだ公表されていないため前年度の数値になります。



経常収支比率とは、財政の弾力性を示すものです。この比率が大きいほど硬直化した財政といえます。



実質公債費率とは、市債などの返済金による財政負担の程度を示すものです。高いほど財政が硬直化しています。

財産等

市有財産の状況	
財産の種類	
土地	230 万㎡
建物	25 万㎡
山林	5,293 万㎡
出資金	2 億 5,922 万円
基金	56 億 9,673 万円

基金の残高	
基金の種類	金額
財政調整基金	16 億 6,988 万円
減債基金	8,428 万円
職員退職手当基金	4 億 6,134 万円
地域福祉振興基金	2 億 5,621 万円
ふるさと・水と土保全基金	417 万円
観光施設等整備基金	320 万円
教育・文化及び体育振興奨励基金	922 万円
香月泰男美術館運営基金	1 億 2,924 万円
国民健康保険基金	1 億 5,418 万円
国民健康保険高額療養費資金貸付基金	1,186 万円
介護給付費準備基金	1 億 9,710 万円
県収入証紙調達基金	120 万円
土地開発基金	3 億 803 万円
介護従事者処遇改善臨時特例基金	0 円
すこやかながとワクチン基金	357 万円
地域活性化基金	24 億 325 万円
合 計	56 億 9,673 万円

地方債残高	
会計	金額
一般会計	255 億 3,911 万円
公共下水道会計	47 億 6,578 万円
漁業集落排水事業	5 億 682 万円
農業集落排水事業	34 億 3,648 万円
湯本温泉事業	1 億 9,808 万円
水道事業	40 億 380 万円

特別会計

特別会計決算			
会計	歳入	うち一般会計からの繰入金	歳出
国民健康保険事業	54 億 2,516 万円	3 億 8,522 万円	52 億 4,720 万円
公共下水道事業	9 億 6,267 万円	3 億 6,148 万円	9 億 6,260 万円
湯本温泉事業	9,126 万円	6,226 万円	9,126 万円
漁業集落排水事業	1 億 104 万円	7,371 万円	1 億 104 万円
農業集落排水事業	5 億 4,146 万円	4 億 996 万円	5 億 4,146 万円
介護保険事業	35 億 6,268 万円	4 億 9,568 万円	34 億 8,824 万円
電気通信事業	1 億 2,808 万円	0 万円	1 億 1,983 万円
後期高齢者医療事業	6 億 597 万円	1 億 8,450 万円	5 億 9,368 万円

財政健全化指数

財政健全化判断比率			
	長門市	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	該当なし	12.90%以上	20.0%以上
②連結実質赤字比率	該当なし	17.90%以上	30.0%以上
③実質公債費比率	15.3%	25.0%以上	35.0%以上
④将来負担比率	81.0%	350.0%以上	-

資本不足比率		
	資本不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	該当なし	20.0%
公共下水道事業会計	該当なし	
農業集落排水事業	該当なし	
漁業集落排水事業	該当なし	
湯本温泉事業	該当なし	

※水道事業会計以外は準公営企業会計です

【特別会計と公営企業会計】

特別会計は、特別の事業を行う場合に、特定の収入（例えば、保険料や使用料など）をもってその事業にあてるため、一般会計から切り離すことで、経理上その内容が明確になるように設けられている会計です。それぞれの決算は上記の表のとおりです。

長門市の公営企業会計である水道事業会計の決算については、6月1日号の「財政状況報告」を参照してください。

財政健全化法に基づく健全化の指標

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）に基づき、長門市の財政健全度を判断する4つの指標を、平成24年度決算の数値から公表します。4つの指標は次のとおりです。

- ①実質赤字比率
一般会計の赤字額が標準財政規模に占める割合
- ②連結実質赤字比率
一般会計だけではなく全会計の赤字額が標準財政規模に占める割合
- ③実質公債費比率
一般会計などが負担する借入金の返済が標準財政規模に占める割合
- ④将来負担比率
一般会計などが将来負担すべき負債の額から、基金などの貯金を差し引いた額が標準財政規模に占める割合

財政健全化法では、この4つの指標により市の財政状況を「早期健全化（イエローカード）」と「財政再生（レッドカード）」の2段階で判断します。平成24年度決算の数字から算出した長門市のこれらの指標は、健全財政の範囲内にあり、前年度より改善しています。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計における資金不足額の事業規模に占める割合を表しています。長門市の公営企業はいずれも資金不足はありません。資金不足額が経営健全化基準を超えると、経営健全化計画を策定し自主的な経営健全化を行う必要があります。

減する社会」の到来は、市税等の減収のみならず、経済成長期に拡充された社会インフラの、維持・更新コストの増加や取捨選択を余儀なくされてくるものと思われます。